

ガス溶接技能講習について

(労働安全衛生法 第61条、同法施行令第20条第10号)

労働安全衛生法により、ガス溶接技能講習修了の資格がなければ、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に従事することができません。鋼材などを切断するだけの場合でも、ガス溶接技能講習の修了証が必要となります。

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	設備の構造・取扱いの知識	4時間
	可燃性ガス及び酸素の知識	3時間
	関係法令	1時間
	修了試験	1時間
実 技	ガス溶接等の設備の取扱い	5時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義及び修了試験(日本語(漢字含む))となります。

【修了証】

全ての講習を受講し、修了試験に合格すると、修了証を交付いたします。